第 1319 号

(2-2)

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 5月24日 月曜日

株式会社「アンミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

^金物納財産の貸付料算定基準を改定

Q:相続税の納付にあたり貸宅地を物納した場合の「貸付料算定基準」が改定されたと聞きましたが、内容を教えてください。

A:今回の改定では、貸付料率が総じて引き上げられています。

【解説】

物納財産が貸付中の不動産の場合、賃貸人が物納申請者から国に移ることになります。 物納財産の収納後、国の定める条件等により 初めて契約の変更をする場合、「土地貸付料 算定基準」により、次の算式で基準貸付料を 求めることになります。

土地の 前年分の

基 準 = 相続税課税×貸付料率/100

貸付料 標準価格

今回の貸付料算定基準の改定で、貸付料率が次のように引き上げられました。

- (1)昭和37年度以前から貸し付けているもの
 - ①住宅用又は非営利用 1.10→1.30
 - ②営利用

- 1. $50 \rightarrow 1.85$
- (2)昭和38年度以降に新規貸し付けをしたもののうち、貸付経過期間が10年以上のもの
 - ①住宅用又は非営利用 1.40→1.55
 - ②営利用

- 1. $95 \rightarrow 2.35$
- (3)貸付経過期間が10年未満のもの及び今後新規貸付けをするもの
 - ①住宅用又は非営利用 1.50→1.75
 - ②営利用

 $2.60 \rightarrow 3.05$

今回改定された算定基準は、平成11年4月1日から平成14年3月31日までの適用となっています。







